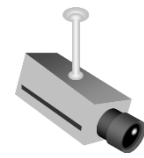


防犯カメラを設置する自治会等に設置費用の一部を補助します

大田原市では、地域における安全・安心なまちづくりを図るため、防犯カメラを新たに購入し、設置する自治会等に対し、設置費用の一部を補助します。

- 補助対象団体：自治会、商店会等
- 補助対象となる経費：防犯カメラ及び防犯カメラが設置されている旨の表示板の設置に要する費用
- 補助金の額：補助対象経費の3分の2以内(1千円未満の端数切り捨て)。1台につき30万円を限度とします。



防犯カメラとは…犯罪を未然に防止するために、主に道路を撮影するために固定して設置される映像撮影装置で、映像を記録する機能を備えたものをいいます。

補助金申請から交付までの流れ

①申請…補助金の交付を受けようとする自治会等は、申請書に必要書類を添付して提出してください。

※補助金の申請は、防犯カメラの購入・設置前に行います。

②交付決定…市は、提出された申請書類の内容を審査し、適当と

認めるときは補助金交付を決定し、交付決定通知書により通知します。

- ③購入、施工…交付決定を受けた自治会等は、申請内容により、防犯カメラの購入・設置工事を行います。
- ④実績報告…自治会等は、防犯カメラの設置工事が完了したときは、完了した日から起算して30日以内又は完了したつきの属する年度末のいずれか早い日までに、実績報告書に必要書類を添付して提出してください。
- ⑤額の確定…市は、実績報告書の提出があったときは、その報告の内容が、補助金交付決定の内容に適合しているか審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書により通知します。
- ⑥交付請求…自治会等は、額の確定通知書を受けたときは、交付請求書に必要書類を添付して提出してください。
- ⑦交付…市は、補助金の交付請求を受け、補助金を交付します。

流れ →

自治会等 ○ 市 ◇



補助金交付を受ける自治会等の提出書類について

1 申請時 ※補助金交付申請書その他、以下の書類の提出が必要です。

- (1) 防犯カメラの設置が自治会等の総意であることを証する総会会議録の写し等
- (2) 住居の全部又は一部が防犯カメラの撮影範囲に入る住民等の同意書(様式第2号)
- (3) 商店会にあっては、防犯カメラの設置箇所の自治会からの防犯カメラ設置承諾書(様式第3号)
- (4) 防犯カメラ及び表示板の設置予定箇所の位置図並びに現況写真
- (5) 防犯カメラの撮影対象区域を記載した図面及び撮影対象区域を撮影した写真
- (6) 防犯カメラ管理責任者届出書(様式第4号)
- (7) 防犯カメラの購入等に係る見積書の写し
- (8) 購入しようとする防犯カメラのカタログ等
- (9) 道路、電柱等に防犯カメラを設置する場合は、道路管理者又は電柱等設置権者の許可書若しくは承諾書の写し
- (10) 私有地に設置する場合は、地権者からの承諾書の写し
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類等

2 実績報告時 ※実績報告書その他、以下の書類の提出が必要です。

- (1) 防犯カメラの設置に係る工事完了届又は納品書の写し
- (2) 防犯カメラ設置費用の支出に係る請求書、内訳書及び領収書の写し
- (3) 防犯カメラの管理運用規程 ※管理運用規程例を参考に作成願います。

(4) 防犯カメラ及び表示板の設置箇所の位置図及び防犯カメラの設置状況が確認できる写真

(5) 設置したカメラにより撮影した画像を印刷したもの

(6) その他市長が必要と認める書類

3 交付請求時 ※交付請求書その他、以下の書類の提出が必要です。

(1) 補助金の額の確定通知書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

4 定期報告時 ※定期管理報告書その他、以下の書類の提出が必要です。

(1) 防犯カメラ及び表示板の設置箇所の位置図並びに防犯カメラの設置状況が確認できる写真

(2) 設置したカメラにより撮影した画像を印刷したもの

(3) その他市長が必要と認める書類

※補助金の交付を受けた自治会等は、防犯カメラを設置した日の翌年度から5か年度の間において、設置完了日から1年が経過するごとに管理定期報告が必要となります。

